

# 「厚生労働省 相双地域等医療・福祉復興支援センター」の設置について

平成24年1月27日

厚生労働省

## 1 趣旨

緊急時避難準備区域であった相双（そうそう）地域等において、地域における医療及び福祉を確保するため、現地のニーズの把握や医療機関・福祉施設（介護保険、障害、子供等）の従事者確保の支援等を行うため、福島県相双保健福祉事務所内に、「厚生労働省 相双地域等医療・福祉復興支援センター」を設置する。

※従来「厚生労働省相双地域医療従事者確保支援センター」で実施してきた業務は、本センターで引き続き実施する。

※今回、従来の相双地域に加え、いわき市においても活動予定

## 2 センターの概要

### （1）スタッフ

厚生労働省職員を現地に派遣・常駐

### （2）業務

- ① 現地におけるニーズの把握  
→医療機関、福祉事業者等の実情、ニーズ等を把握
- ② 関係機関との連絡調整  
→集められた情報や要望を基に、地元自治体及び地元医療機関・福祉事業者の課題を、福島県及び東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部とも共有し、課題解決に向け関係機関と調整
- ③ 支援活動  
→引き続き全国の医療関係団体で構成される「被災者健康支援連絡協議会」と連携し、医療従事者の確保に向けて支援  
→全国社会福祉協議会、福祉医療機構及び様々なNPO・NGO等と連携し、早期の福祉事業の再開等に向けて支援

## 3 勤務先

福島県相双保健福祉事務所内

## 4 業務開始時期

平成24年1月27日